

日本歯科医学会専門分科会・認定分科会が主催する 国際学会に対する補助金交付基準

(昭 55. 12. 2)

1. 本学会は、専門分科会および認定分科会が主催し、日本で行う専門分科に関する国際会議に補助金を交付することができる。
2. 補助を受けようとする専門分科会および認定分科会は、企画の段階で（開催年の少なくとも2年前までに本学会会長に以下の要旨の要望書を提出するものとする）。
 - 1) 会議の名称
 - 2) 主催機関等の名称
 - 3) 会議開催予定
 - 4) 会議の母体機関
 - 5) 日本開催の経緯と意義
 - 6) 会議計画の概要
 - a. 会議の日程
 - b. 会議の内容
 - 7) 参加予定国
 - 8) 参加予定人数
 - 9) 収支予算書
3. 補助金の額は、理事会の議を経て決定する。
4. 当該専門分科会および認定分科会は、開催年には抄録その他の学術関係の集録を本学会に提出し、終了後は2年以内に事後報告書を提出しなければならない。

なお、事後報告書の内容は、収支決算書、記録集などである。

日本歯科医学会専門分科会・認定分科会が主催する国際学会に対する 補助金交付基準に関する内規

日本歯科医学会専門分科会・認定分科会が主催する国際学会に対する補助金交付基準に基づき、次の通り内規を定める。

1. 国際学会補助金は当該年度学会会計収支予算に計上された専門分科会・認定分科会助成金の10%を超えないことを原則とする。
2. 国際学会への補助金の交付額は、1件当たり100万円以内とする。
3. 開催する国際学会の総経費の10%以上が、主催する専門分科会・認定分科会自身によって明らかに支弁用意のあることを必須条件とする。
4. 補助金は、国際学会開催年度に交付する。
5. 過去4年間に、当該補助金の交付を受けていないことを条件とする。
6. 国際会議開催に関する専門分科会・認定分科会の協議経過を示した公式議事録を、申請時に提出する。
7. 国際学会への参加地域および国数は
A：欧、米、アジア地域に亘る30カ国以上で、参加外国人は50人以上とする。
B：Aに準ずる規模で、参加国10カ国および参加外国人30名以上とする。
8. 国際学会の開催期間は、原則3日間以上であること。

〔附 則〕 この内規は、平成7年4月1日以降に申請されたものから施行する。

<専門分科会・認定分科会が主催する国際学会に対する補助金交付の手順>

1. 補助を受けようとする専門分科会・認定分科会は、企画の段階で（開催年の少なくとも2年前までに）学会長宛に、昭和55年12月2日決定の補助金交付基準に規定される要望書を提出する。
理由：年度初の4月開催の場合と年度末の3月開催の場合とでは補助の可否を決定する常任理事会までの期間に1年間の差があるが、2年以上前に企画を立てていることが前提になっているため。
2. 学会は、当該分科会に対し、要望書の受理および今後の手順についての文書を送付する。
3. 大会開催年度の前年度4月～6月の常任理事会において要望のあった国際学会の補助の可否について決定する。
理由：補助金額は予算額に反映されるため、当該年度に開催予定のすべての対象となる国際学会が明かにならないと適正な補助金額が決定できないため。（前例となっている補助金額を想定して予算額を算出するか、想定される予算額から補助金額を算出するか）
4. 大会開催年度の前年度8月の理事会にて、個々の国際学会への補助金額を決定する。
5. 当該分科会に対し、補助の可否、補助をする専門分科会・認定分科会には今後の手順についての文書を送付する。
6. 10月の常任理事会で次年度予算案に補助金額を計上する。
7. 10月の理事会で次年度予算案を決定する。
8. 2月の評議員会で次年度予算案を確定する。
9. 3月の日歯代議員会で次年度予算案が最終決定する。
10. 補助をする専門分科会・認定分科会に対し、①補助金額の通知、②2ヶ月前までに大会が開催されることを明らかにする資料（抄録等）と③振込み口座を通知する文書の提出を依頼する文書を送付する。なお、4月開催の国際大会の場合には、2月にこの文書を当該専門分科会・認定分科会に送付するため補助金額については最終決定ではない旨を書き添える。
11. 大会開催月の前月の常任理事会で、最終的に補助金を交付することを決定する。
12. 補助金の振込みは4月以降に行う。
13. 原則として、大会終了後6ヶ月以内に事後報告書（収支決算書、記録集等）を提出する。

注1：上記の手順は平成11年度より適用することとする。

注2：関連団体（IADR等）の国際学会への補助金交付についてもこの手順を準用する。

注3：平成11年6月11日開催の第3回常任理事会にて決定。